

支援センターい～な

はじめに

- 私たちは、利用者の立場に立ち利用者の尊厳を守るという支援の基本に絶えず初心に立ち返ります。
- 私たちは、常に利用者や家族から学ぶという姿勢を持ち続けます。また、家族や家族会との連携を密にして、情報公開に努めます。
- 私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が、行う事業であることを自覚し、運動の原点とも言える権利擁護に対する理解と認識を深くもち、サービスの提供に努めます。
- 私たちは、個別支援計画に基づき、きめ細かな支援を提供するよう努めます。
- 私たちは、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある安全な生活ができるよう支援します。
- 私たちは、平成20年11月に起こした支援中の死亡事故を教訓とし、常に研究と研修に努め、再びこのような不幸な事故を起こさないよう不断の努力を重ねます。

支援センターい～なの事業内容

- 支援センターい～な・箕面育成園
施設入所支援事業(平成23年3月1日知的障害者入所更生施設から事業移行)
生活介護事業(平成23年3月1日知的障害者入所更生施設から事業移行)
短期入所事業(一時的な生活支援)
日中一時支援事業(日帰りの生活支援)
- ホームズい～な
共同生活援助事業(グループホームの運営)
- 支援センターい～な・グーテン
就労移行支援事業(平成22年10月1日 大阪府事業指定)
生活介護事業(自立した日常生活や社会生活の支援)
- 支援センターい～な・グーテン ヘルパーステーションかやの
- 相談支援事業(特定相談支援事業・障害児相談支援事業・一般相談支援事業)
- 居宅介護支援事業

【平成29年度の重点事項】

1. 箕面育成園は平成27年度の「箕面育成園の現状を踏まえた今後のあり方研究会」の報告に基づき、入所施設からグループホームへの事業転換をします。そこで、平成30年4月からの事業開始に向けて平成29年度半ばより改修工事に入ります。改修工事期間中においては、一層の利用者の安全・安心に努めます。
2. 「ホームズい～な」と「ホームズみのお(仮称)」のGHを総合的に見直し、利用者のニーズに応じた適切な生活の場を提供します。
3. 「ホームズい～な」と「ホームズみのお(仮称)」のGHにおいては、消防設備の整備をすすめます。
4. 箕面育成園の事業変更に伴って、利用者の意思を確認しながら家族と連携して利用者

の地域移行をすすめます。

5. 高齢の知的障がいのある利用者に、障害サービスと介護保険サービスを適切に活用できるように平成 29 年度より相談支援事業に居宅介護支援事業を追加します。
6. ヘルパーステーションかやにおいては、移動支援従事者研修を行うとともに移動支援の登録ヘルパーの確保に努めます。
7. 就労移行支援事業は、利用者の修了をもって閉じ、い〜なグーテンで培った支援のノウハウを法人事業部就労支援室に引き継ぎます。
8. 平成 30 年度からの箕面育成園の生活介護事業とグーテンの生活介護の差別化を図り、利用者のニーズに応じた支援を行います。

支援センターい〜な・箕面育成園 **(施設入所支援・生活介護事業・短期入所・日中一時支援)**

1 事業の目的

指定障害者支援施設として適正な運営を確保するとともに、当該事業の円滑な運営を図り、利用者及び利用者の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を目的とします。

2 運営の方針

1. 利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供します。
2. 提供した施設障害福祉サービスについて継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めます。
4. 施設障害福祉サービスにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項については、理解しやすいように説明を行います。
5. 提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。
6. 運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等の連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
7. 施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域及び家族との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
8. 障害者総合支援法及び同法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行います。
9. 利用者の安全を第一とし、転倒や咽喉づめの防止など事故防止にいつそう努めます。
10. 施設の管理・保守を徹底し、必要なところより改修・整備を行います。

3 施設の所在地

所在地 大阪府箕面市稲 6 丁目 15 番 26 号

電 話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

4 職員数

管理者 1名 サービス管理者 1名 配置医師 2名 看護職員 2名
生活支援員 27名 管理栄養士 1名 事務職員 1名

5 利用者定員と主たる対象者

施設入所支援 40名 知的障害者(18歳未満の者を除く)
生活介護 35名 知的障害者(18歳未満の者を除く)
対象者(施設入所支援・生活介護ともに) 知的障害者(18歳以上)

6 事業所の営業日等

① 生活介護

(ア) 営業日 月曜日から日曜日
(イ) 営業時間 午前9時から午後5時45分
※施設入所支援利用者は、祝日含む月曜日から金曜日(基本)
(ウ) サービス提供日 月曜日から日曜日
(エ) サービス提供時間 午前10時から午後4時

② 施設入所支援

(ア) 営業日 月曜日から日曜日
(イ) 営業時間 24時間
(ウ) サービス提供日 月曜日から日曜日
(エ) サービス提供時間 24時間

7 施設のサービス内容

- (1) 施設障害福祉サービス計画の作成
- (2) 施設入所支援
 - (ア) 食事の提供
 - (イ) 入浴又は清拭(特殊浴槽の利用を含む)
 - (ウ) 排泄の自立についての必要な援助
 - (エ) 身体等の介護
 - (オ) 生活相談
 - (カ) 健康管理
 - (キ) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談助言
- (3) 生活介護
 - (ア) 食事の提供
 - (イ) 入浴又は清拭(特殊浴槽の利用を含む)
 - (ウ) 身体等の介護
 - (エ) 余暇活動
 - (オ) 創作的活動
 - (カ) 日常生活能力の維持・向上のための支援
 - (キ) 生活相談
 - (ク) 健康管理

- (ケ) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談助言
- (コ) 他の事業所との交流
- (4) 社会生活上の便宜の供与
 - (ア) 利用者のためのレクリエーション行事
 - (イ) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者及び家族の同意をもって行います
 - (ウ) 利用者の家族との連携を図ります
 - (エ) 利用者と家族との交流等の機会を確保します
- (5) その他
 - (ア) 地域移行の推進
 - ① グループホームの見学及び体験利用を行います。
 - ② 常時介護の必要な利用者の中には、援護市、ご家族、関係機関等と十分に調整して、本人の意思確認に基づき、介護施設等への移行をすすめます。
 - ③ 他の関係機関と協力しながら、サービスの調整を行います。
 - (イ) 社会資源の活用の促進
 - ① ガイドヘルパーを利用した外出支援を推進します。
 - ② 平成 30 年度からの新しい生活に向けて、日中活動先を利用者と一緒に探します。
 - ③ ボランティアの協力を得て、多種類の活動ができるよう積極的に支援するとともに、地域の人たちとの交流、学生による実習等を受入れ、地域に開かれた施設作りを目指します。
 - (ウ) リスクマネジメントを適切に行い、転倒、骨折等の事故防止に努めます。また、寄せられた苦情処理システムを確実にを行い問題等の早期解決を図ります。
 - (エ) 計画相談等の利用促進により利用者、家族及び職員が地域生活や今後の生活のあり方を考える機会を設け個別支援計画に反映します。

8 支援センターい～な・箕面育成園における一日の日課

午 前		午 後	
7:00～ 8:00	起床・身支度	12:15～13:30	昼食
8:00～ 9:00	朝食	13:30～16:00	入浴・午後の活動
9:00～10:00	朝の連絡	18:00～19:00	夕食
10:30～12:00	午前の活動	19:00～21:00	余暇・就寝準備・就寝

9 支援センターい～な・箕面育成園における主な年間行事

季節	行 事
春	お花見、共に生きるコンサート
夏	七夕、夏祭り
秋	もみじ狩り、あいあいプラザ祭、グループ旅行、い～な祭り
冬	忘年会、新年会、餅つき大会、節分
通年	グループ外出 モーニングサービス

10 高齢の利用者に対する支援

(1) 健康管理

- (ア) 毎朝、体温の測定、体重の定期的測定を行い体調の異変を把握します。また、看護師による朝の健康チェックを行います。また、利用者の心身の健康管理、疾病の急性憎悪や異常の早期発見に努めます。さらに、配置医師との緊密な連携により必要な医療受診支援、検査等の支援を行います。
- (イ) 健康体操を取り入れ、利用者の日常生活に必要な諸機能、体力、筋力等の維持に努めます。嚥下体操を取り入れ、誤嚥の防止に努めます。また、協力歯科医療機関と連携し訪問口腔ケアを推進します。
- (ウ) 年に2回の定期健康診断と全利用者及び全職員にインフルエンザの予防接種等を行います。また、短期入所事業利用者へは利用前にインフルエンザ予防接種を受けるよう協力を求めます。
- (エ) 支援センターい〜なに感染症対策委員会を設置し、常日頃より安全衛生管理に配慮し、インフルエンザやノロウイルスなどの感染予防対策に努めます。

(2) 栄養管理

- (ア) 施設において365日提供される食事は、利用者の嗜好調査のもとバラエティーに富んだ食事を提供するとともに、利用者一人一人に合った食事内容の提供に努めます。
- (イ) ミキサー、刻み、とろみ等、摂取しやすい食事形態により、嚥下困難な利用者に対してきめ細かい対応を行います。
- (ウ) 糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満などの食事管理についても管理栄養士との連携により栄養面からも配慮します。
- (エ) 発熱などの体調不調により食欲が低下して、通常の献立内容では栄養摂取が困難な方に対しては、高栄養で摂取しやすい回復食を提供します。
- (オ) 調理に関しては2ヶ月に1回給食会議を持ち、利用者の声をメニューに反映するよう努めます。
- (カ) 季節感を大切にしたり、イベント食や行事食を提供します。
- (キ) 温冷配膳車を食堂に設置し、適時適温給食の提供を行います。

- (3) 利用者負担…総合支援法等に定める利用者負担の他、表1、表2、緊急時受診及び平素の診療定時通院処方等のため医療機関(協力医療機関を除きます)への付き添い等を除く受診等の便宜供与で利用者個人が負担することが適当な費用(別途定めず)を利用者の負担とします。

(表1) 支援センターい〜な・箕面育成園に係る利用者から受領する額

利用者から受領する項目(光熱水費等)	日 額	標準月額
食事(基本的な朝・昼・夕の食事)	1,470 円	提供実数に基づく額
モーニングサービス(月1回)その他調理実習	材料費実費	
光熱水費	330 円	10,000 円
日常生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実 費	

- (4) 日中活動
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(6)に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【活動の内容及・日課及び行事等】

支援センターい～な・箕面育成園が実施しているものと基本的に同じ

【利用者負担】

総合支援法等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とします。

食事の提供に係る費用	朝食	1食につき 400 円(うち材料費 167 円)
	昼食	1食につき 570 円(うち材料費 238 円)
	夕食	1食につき 500 円(うち材料費 208 円)

居宅に係る光熱水費 1日につき 330 円

日用品費 実費

その他利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は箕面育成園の利用者に準じ実費負担とします。

ホームズい～な(共同生活援助)

【はじめに】

障害者総合支援法の改正により平成 26 年 4 月からグループホームに一元化されました。

「ホームズ・い～な」を、箕面市・豊中市で継続して事業運営を実施します。利用者の高齢化に対し、医療面・栄養面からも支援、状況等に応じて介護保険サービスの利用支援も行い、高齢障害者の地域生活が継続できるよう努めます。

【事業目的】

箕面市指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供します。

【運営方針】

- (1) 地域において、利用者が自立を目指し共同して日常生活や社会生活を営ことができるよう支援します。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
- (3) 関係の市町村、指定障害福祉サービス事業所、福祉サービス事業所、医療等の密接な連携に努めます。
- (4) 地域との調整を図りつつ箕面育成園利用者の地域移行を推進支援します。

- (5) 利用者がグループホームで豊かな日々の生活を過ごし、利用者の主体的な生き方に資するため多様な側面からの支援体制を整えます。
- (6) グループホーム世話人と生活支援員との密接な連携協力を築きながら、地域生活支援業務を行います。
- (7) グループホーム担当の専任栄養士を配置し、栄養管理に努めます。

＜所在地・利用定員＞

名 称	所 在 地	利用定員
さざんか	箕面市稲2丁目	5名
もみじ	箕面市桜1丁目	4名
さくら	豊中市新千里北町3丁目	4名
ひなげし	豊中市上新田4丁目	4名
ゆたか	豊中市島江町1丁目	4名
第2ウイング	豊中市本町3丁目	5名
上野東サンホーム	豊中市長興寺南2丁目	4名
はなみずき	豊中市新千里北町2丁目	4名
やまぼうし	豊中市宮山町4丁目	4名
こぶし	豊中市宮山町4丁目	4名
いいね	箕面市稲6丁目	6名
みついけ	豊中市東豊中町4丁目	5名

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 2 名 世話人 60 名 生活支援員 60 名
看護職員 1 名 栄養士 1 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者、難病、“いいね”は身体障害者も対象)

【サービスの提供方法及び内容】

- ① 利用者に対する相談
- ② 食事の提供、入浴・排せつ・食事等の介護
- ③ 余暇活動の支援
- ④ 緊急時の対応
- ⑤ 職場等との連絡・調整
- ⑥ 金銭管理の援助、財産管理等の援助
- ⑦ 地域担当の看護師と栄養士による日常の栄養と健康の管理
- ⑧ 介護保険サービスの活用、成年後見制度の利用推進

【利用者から受領する費用の額等】

受診等の便宜供与で利用者個人が負担することが適当な費用利用者の負担とします。

ホーム名	項目	平成 29 年度	平成 28 年度
さ ざ ん か	家賃 月額	26,800円	26,800円
	食材料費(朝食・夕食) 月額	17,600円	17,600円

	光熱水費 月額	6,600円	6,600円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
もみじ(府営)	家賃・共益費 月額	新年度に決定	13,770円
	食材料費(朝食・夕食)月額	20,000円	20,000円
	光熱水費 月額	9,230円	9,230円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
さくら(府営)	家賃 月額	新年度に決定	10,050円
	食材料費(朝食・夕食)月額	26,000円	26,000円
	光熱水費 月額	10,200円	10,200円
	日用品費 月額	2,750円	2,750円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
ひなげし(府営)	家賃・共益費 月額	新年度に決定	13,088円
	食材料費(朝食・夕食) 月額	20,000円	20,000円
	光熱水費 月額	12,712円	12,712円
	日用品費 月額	2,200円	2,200円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
ゆたか(府営)	家賃・共益費 月額	新年度に決定	12,740円
	食材料費(朝食・夕食) 月額	22,000円	20,000円
	光熱水費 月額	12,000円	12,000円
	日用品費 月額	3,260円	3,260円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
第2ウイング	家賃 月額	24,000円	24,000円
	食材料費(朝食・夕食)月額	14,500円	14,500円
	光熱水費 月額	8,500円	8,500円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
上野東サンホーム	家賃 月額	40,000円	40,000円
	食材料費(朝食・夕食)月額	19,000円	17,000円
	光熱水費 月額	10,000円	8,000円
	日用品費 月額	2,000円	1,000円
	備品修繕買い替え費 月額	2,000円	2,000円

はなみずき(府営)	家賃 月額	新年度に決定	10,550円
	食材料費(朝食・夕食)月額	19,500円	19,500円
	光熱水費 月額	10,950円	10,950円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
やまぼうし	家賃 月額	32,500円	32,500円
	食材料費(朝食・夕食)月額	19,500円	19,500円
	光熱水費 月額	12,000円	9,800円
	日用品費 月額	2,000円	1,200円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
こぶし	家賃 月額	35,100円	35,100円
	食材料費(朝食・夕食)月額	20,000円	17,500円
	光熱水費 月額	11,200円	11,200円
	日用品費 月額	2,200円	2,200円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
いいね	家賃 月額	35,000円	35,000円
	食材料費(朝食・夕食)月額	22,000円	20,000円
	光熱水費 月額	11,000円	10,000円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円
みついけ	家賃 月額	32,000円	32,000円
	食材料費(朝食・夕食)月額	20,000円	20,000円
	光熱水費 月額	10,000円	10,000円
	日用品費 月額	2,000円	2,000円
	備品修理買い替え費 月額	2,000円	2,000円

※ 家賃は平成 23 年 10 月障害者自立支援法の改正により定められた特定障害者特別給付費額を含む額です。

※ 受診等の便宜供与で利用者個人が負担することが適当な費用は利用者負担とします。

支援センターい～な・グーテン(生活介護・就労移行支援)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)及び就労移行支援(以下「指定就労移行支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び

運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、指定就労移行支援(以下「指定生活介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。

【運営方針】

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体的清拭、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 指定就労移行支援の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (3) 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めます。
- (4) 前三項のほか、総合支援法ほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

【支援の方針】 指定生活介護

個別支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、食事の提供、創作活動、軽作業及び余暇活動の機会を提供します。

- (1) 利用者が毎日元気に、意欲的に自立した生活ができるように支援を行います。
- (2) 利用者・家族が望む生活ができるよう個別支援計画を立て、その計画に基づいたきめ細かな支援の実施に努めます。
- (3) 利用者が創作活動・軽作業等において自己選択、自己決定ができるよう、可能な限り様々な活動の提供に努めます。

【支援の方針】 指定就労移行支援

一人ひとりを尊重する精神を貫き、作業や職場実習、エンパワメントプログラム等を通して、就労意欲や働く姿勢を身につけ、社会で生活していく力を高める支援を行います。また、積極的な職場開拓や障害者の新たな職域の開発に努め、支援機関・企業とのネットワークを活用した新たな就労支援の仕組みの構築を進めます。

【名称・所在地】

名称 支援センターい～な・グーテン
所在地 大阪府箕面市萱野5丁目12番1号
電話 072-726-1141 ファクス 072-726-1142

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名

(1) 指定生活介護

医師1名、 看護職員1名、 生活支援員16名

(2) 指定就労移行支援

職業指導員 1名、生活支援員 1名、就労支援員 1名

【営業日及び営業時間等】

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 国民の祝日、12月29日から1月3日を除きます。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日 国民の祝日、12月29日から1月3日を除きます。
- (4) サービス提供時間
 - (ア) 指定生活介護 午前9時30分から午後4時00分
 - (イ) 指定就労移行支援 午前9時00分から午後4時00分

【利用定員】

- (1) 指定生活介護 32名
- (2) 指定就労移行支援 8名

【主たる対象者】 知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病(18歳未満の者を除く)

【通常事業の実施地域】

- (1) 指定生活介護 箕面市、豊中市、池田市及び吹田市の全域
- (2) 指定就労移行支援 大阪府内の全域

【サービスの内容】

- (1) 指定生活介護
 - (ア) 生活介護計画の作成
 - (イ) 食事の提供
 - (ウ) 通退所支援(送迎)
 - (エ) 清拭
 - (オ) 身体等の介護
 - (カ) 創作活動の提供(さをり織り・手芸・編み物・陶芸・アート活動(絵画・ちぎり絵・はり絵))(さをり自主製品、陶芸、アート作品の販売もあります。)
 - (キ) 生産的活動の提供と工賃支払い(タオル織り・検診キットの袋入れ・園芸・畑・ポストイング作業)
 - (ク) リサイクル(エコキャップの回収、分別・リサイクル品の回収とバザー販売・リサイクルプランター販売)
 - (ケ) 利用者本人活動
 - (コ) 日常生活能力の維持・向上のための支援(動作法(週1回)・うた体操(年6回)・調理実習(年1回))・散歩・健康体操(年6回)・おやつ教室(年6回)
 - (サ) 生活相談
 - (シ) 健康管理
 - (ス) 訪問支援
 - (セ) 月2回の土曜日開所日を実施
 - (ソ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (タ) (イ)から(セ)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支

援、相談、助言

(チ) 日課

9:30	通所・バイタルチェックなど
10:30	午前の活動
11:30	健康体操 口腔体操など
12:00	昼食 休憩 歯磨き
13:00	午後の活動
15:00	作業終了 片づけ 終礼
15:30	帰宅準備
16:00	退所

(2) 指定就労移行支援

<支援の柱>

1. 作業支援

建物内外の清掃等の作業を通じて、基礎体力や基本的な労働習慣を身につける支援を行います。

2. 就労支援

企業見学、体験実習、ジョブガイダンス等を実施し、一般就労に必要な知識及びモチベーションの向上に努めます。また、事業所内に訪問型ジョブコーチを配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の支援機関との連携を深めることで、一般就労移行及び定着に向けた支援ならびに雇用の拡大に向けた積極的な働きかけを行います。

3. スキルアップ支援

パソコンスキル向上のためのプログラムなど、障害者の新たな職域開発のための支援を行います。

4. エンパワメント支援

グループワークをはじめとする研修会や行事の企画実施、調理実習やスポーツ等の活動を通じて、利用者自身が本来持っているがんばる力、新たな可能性等を引き出す支援を行います。

(ア) 就労移行支援計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練

(エ) 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練

(オ) 身体等の介護

(カ) 施設外訓練(清掃作業等)

(キ) 実習先企業等の紹介

(ク) 求職活動支援

(ケ) 職場定着支援

(コ) 生活相談

(サ) 健康管理

(シ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(ス) (イ)から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(セ) 日課

8:45	通所 更衣
9:00	ラジオ体操 朝礼 ランニング等
9:30～12:00	午前作業 箕面育成園清掃、ポスティング、施設外作業等
12:00～13:00	休憩(昼食)
13:00～15:45	午後作業 ・ゲーテン清掃 ・その他のプログラム 就労プログラム 随時 パソコンプログラム 随時 グループワーク 1回/月 調理実習 1回/月 スポーツ 1回/月
15:45	終礼
16:15	退所

【工賃の支払等】

指定生活介護及び指定就労移行支援の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を該当する利用者に工賃として支払います。

【利用者負担】

総合支援法等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とします。

(指定生活介護)

- (1) 創作的活動に係る材料費の実費
- (2) 日用品費の実費
- (3) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収します。
 - (ア) 1回(片道)につき 500円
 - (イ) (ア)のほか 駐車場を利用した場合はその実費
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

(指定就労移行支援)

- (1) 余暇活動を行う上で必要となる費用で利用者負担が適当である実費

- (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

<指定生活介護に係る利用者から受領する額>

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	食事代	360円
創作的活動等	創作的活動等を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用 ①日用品費②保健衛生費③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した場合	1回 500円
その他	・証明書諸書類の発行代	200円
	・事業の実施地域(箕面市、豊中市、池田市及び吹田市)以外の地域に訪問支援をした場合	500円
	・駐車料金	実費

支援センターい～な(相談支援)

(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

【事業目的】

特定相談支援事業・障害児相談支援事業(以下「事業」という)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- (1)事業は、利用者等がその有する能力及び適性、要介護度等に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援、指定障害児相談支援を当該利用者等の意向、適性、障害の状況その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- (2)事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
- (3)事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (4)事業の実施にあたっては、前3項の他「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に

関する基準」に定める内容を遵守する。

【事業所の所在地】 大阪府箕面市萱野 5 丁目 12 番 1 号
電話:072-734-6064 FAX:072-734-8039

【職員配置】 管理者 1 名、相談支援専門員 2 名、相談員 1 名

【実施地域】 通常の事業の実施地域は大阪府内全域

【営業日及び時間等】

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで

ただし、土曜・日曜・国民の祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く

上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決をすべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間に係る提案

(一般相談支援事業)

【事業目的】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定地域移行支援事業及び指定地域定着支援事業(以下「指定一般相談支援事業」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援(以下「地域相談支援事業」という。)の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- (1) 指定地域移行支援事業の実施にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 指定地域定着支援事業の実施にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

(居宅介護支援事業)

【事業目的】

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設、障害福祉関係機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

【運営方針】

- (1)事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす
- (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4)事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害福祉関係機関等との連携に努める。
- (5)前4項のほか、介護保険法及びその他の関係法令等を順守して居宅介護支援事業の実施するものとする。

【事業所の所在地】 大阪府箕面市萱野 5 丁目 12 番 1 号
電話:072-734-6064 FAX:072-734-8039

【職員配置】

管理者兼介護支援専門員 1 名なお、年度内に介護支援専門員 1 名を配置予定しており、管理者1名 介護支援専門員1名となる予定

【実施地域】

通常の実施地域は、箕面市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、豊能町、能勢町

【営業日及び時間等】

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで
ただし、土曜・日曜・国民の祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

【対象者】

介護保険被保険者及びその他介護保険サービスを利用する人、または利用を希望する人

【サービスの提供方法及び内容】

- ① 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- ② 課題分析の実施
 - (ア) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族との面接を実施
 - (イ) 利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握する
 - (ウ) 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- ③ 居宅サービス計画原案の作成
- ④ サービス担当者会議等の実施
- ⑤ 居宅サービス計画の確定
- ⑥ 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
- ⑦ サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- ⑧ 地域ケア会議における関係者間の情報共有

支援センターい～な・グーテン ヘルパーステーションかやの

【事業目的】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく、居宅介護及び障害者総合支援法の地域生活支援事業における移動支援事業(以下「事業」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護及び移動支援の提供に従事者の養成を含めて確保することを目的とする。

【運営方針】

- (1) 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除及び移動等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護及び移動支援の提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第107号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居

宅介護を実施するものとする。また、移動支援については援護の実施者の定める規定を遵守して実施するものとする。

【所在地】 箕面市萱野 5 丁目 12 番 1 号
TEL 072-734-6261 Fax 072-726-8039

【職員配置】

管理者 1 名、 サービス提供責任者 1 名、 従事者 3 名、 事務職員 1 名
他必要な職員

【実施地域】通常の実施地域は箕面市、移動支援については援護の実施者の定めによる

【営業日及び時間、サービス提供日及び時間】

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までと、国民の祝日とする。

(4) サービス提供時間 午前 8 時から午後 9 時までとする。

上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

【指定居宅介護の内容】

① 居宅介護計画の作成

② 身体介護に関する内容

(ア) 食事の介護

(イ) 排せつの介護

(ウ) 衣類着脱の介護

(エ) 入浴の介護

(オ) 身体の清拭、洗髪

(カ) 通院介助(本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)

(キ) その他必要な身体の介護

③ 家事援助に関する内容

(ア) 調理

(イ) 衣類の洗濯、補修

(ウ) 住居等の掃除、整理整頓

(エ) 生活必需品の買い物

(オ) 関係機関との連絡

(カ) その他必要な家事

④ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

②から③に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

【移動支援の内容】

- ① 移動支援計画の作成
- ② 移動支援の内容
 - (ア) 外出先等についての意思決定支援
 - (イ) 外出準備についての支援
 - (ウ) 外出時における排泄等必要な身体介護
 - (エ) 官公庁等での書類等作成支援
 - (オ) 交通機関利用についての支援
 - (カ) その他必要な移動についての支援
- ③ 前2号に掲げる便宜に附帯するその他必要な支援、相談、助言。

【支援従事者の養成】

- ① 移動支援従事者養成研修の開催

支援センターい〜な・事業改革室

【事業の目的】

平成 27 年 11 月 8 日の「高齢化の現状を踏まえた今後の箕面育成園のあり方研究会」からの今後の方向性についての最終報告を受けて、利用者、及び家族の意思及び人格を尊重し、箕面育成園の事業改革を推進します。

【運営方針】

- ① 箕面育成園が終生生活できる施設として育成会の多くの家族の期待を込められて建設された入所施設であるということを踏まえる。
- ② 利用者の方の尊厳を守り、快適な生活の場を提供することが、ご本人及びご家族の安心につながるものであることを踏まえる。
- ③ 地域移行は利用者の方々が地域で安心して生活を送る仕組みをご本人及びご家族の方と共に考える。
- ④ 利用者の健康に留意して環境変化を最小限にするように事業変更を進める。
- ⑤ 併せて支援センターい〜な全体で事業の見直しを図る。
- ⑥ 高齢の障害者に対する支援の在り方についての国の議論を踏まえたものとする。

【施設所在地】 所在地 大阪府箕面市稲 6 丁目 15 番 26 号
電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

【職員数】 室長1名 職員 1 名

【具体的方針】

- ① 利用者が安心して生活ができるように環境整備をする。
- ② 利用者が豊かな生活ができるような日中活動の場を広げる。
- ③ 利用者の生活を支える支援者の仕組みをつくる。

- ④ 障害福祉サービスと介護保険サービスを適切に活用できるようにする。
- ⑤ 総合的な地域生活拠点となるようにする。
- ⑦ 国庫補助を活用する。
- ⑧ 大阪府、箕面市と連携して取り組む。

その他の支援センターい～な全体の事業活動

- (1) ボランティアの確保に努めます。
- (2) 地域に根ざし、開かれた支援センターとなるため近隣の学校、福祉施設、障害者団体、近隣の店等との交流と連携に一層努めます。
- (3) 家族会の役員会を定期的を開催します。家族会の総会は 5 月に開催し、事業報告・事業計画・決算・予算等を審議します。また、必要に応じて臨時役員会及び臨時総会を開催します。
- (4) 育成会支部代表者会議、施設部会、育成会諸行事、懇親会への参加および家族役員会・旅行・育成園の行事に参加し親睦を深めます。
- (5) 福祉を学んでいる学生やヘルパーに実習の機会を提供し、福祉の向上のために広く貢献します。
- (6) 実習生等を受入れ、社会福祉の専門職員による知識、技能等の習得を支援し人材育成のための指導を行います。
- (7) い～なの職員の人権に関する知識理解の醸成及び利用者支援の質の向上を目指し計画的に職員の人権研修を行います。
- (8) キャリアパス研修を活用し、支援職員としての資質の向上を図ります。